

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第520号)

平成19年12月13日

横 情 審 答 申 第 520 号

平 成 19 年 12 月 13 日

公立大学法人横浜市立大学

理事長 宝 田 良 一 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成19年8月7日研第341号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「下記の文書のうち、医学部医学科に係る部分

- (1) 「平成14年度決算説明資料」のうち、「平成14年度奨学寄附金受入状
況（表）」
- (2) 「平成15年度決算説明資料」のうち、「平成15年度奨学寄附金受入状
況（表）」
- (3) 「平成16年度決算説明資料」のうち、「平成16年度奨学寄附金受入状
況（表）」
- (4) 「平成17年度奨学寄附金受入一覧」
- (5) 「平成18年度奨学寄附金受入一覧」

の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

公立大学法人横浜市立大学が、「下記の文書のうち、医学部医学科に係る部分

- (1) 「平成14年度決算説明資料」のうち、「平成14年度奨学寄附金受入状況（表）」
- (2) 「平成15年度決算説明資料」のうち、「平成15年度奨学寄附金受入状況（表）」
- (3) 「平成16年度決算説明資料」のうち、「平成16年度奨学寄附金受入状況（表）」
- (4) 「平成17年度奨学寄附金受入一覧」 (5) 「平成18年度奨学寄附金受入一覧」」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「下記の文書のうち、医学部医学科に係る部分

- (1) 「平成14年度決算説明資料」のうち、「平成14年度奨学寄附金受入状況（表）」
 - (2) 「平成15年度決算説明資料」のうち、「平成15年度奨学寄附金受入状況（表）」
 - (3) 「平成16年度決算説明資料」のうち、「平成16年度奨学寄附金受入状況（表）」
 - (4) 「平成17年度奨学寄附金受入一覧」 (5) 「平成18年度奨学寄附金受入一覧」」
- (以下「本件申立文書」という。)の開示請求に対し、公立大学法人横浜市立大学(以下「実施機関」という。)が平成19年5月18日付で行った一部開示決定(以下「本件処分」という。)を、「個人の氏名ただし条例第7条第2項第2号ただし書ア、イ、ウに該当するもの又は同項第3号の事業を営む個人の当該事業に関する情報と認められる場合を除く」処分に変更することを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

本件申立文書のうち、個人の氏名については、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別される情報であることから、本号に該当し、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を「個人の氏名ただし条例第7条第2項第2号ただし書ア、イ、ウに該当するもの又は同項第3号の事業を営む個人の当該事業に関する情報と認められる場合を除く」処分に変更することを求める。
- (2) 他の国公立大学法人において開示されたものをみると、受入教官が自分自身に寄附をしたり、他の教官が寄附金等を分配していたりしたケースが散見された。経費を処理する帳簿上の問題で、いったん教官がどこかから寄付金を受け取って、自分が自分に寄附をする形で計上しているという説明だった。こうしたケースについては、公務員等の職務遂行に係る情報に当たるとも考えられるので、いわゆる純然たる篤志家である個人からの寄附と区別する意味において、開示を求めたい。
- (3) 条例第7条第2項第3号に規定する事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当する場合は、開示を求めたい。そのようなものがあるかどうかは不明だが、例えば、製薬企業等の経営者等が個人で寄附を行った場合があれば、分かる範囲で開示をしていただきたい。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

実施機関では、公立大学法人横浜市立大学における研究費の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）に基づき、奨学寄附金を受け入れている。奨学寄附金とは、実施機関の教育・研究を奨励するための寄附金である。

本件申立文書は、平成14年度から平成18年度までの医学部医学科に係る奨学寄附金の受入状況を示す文書であり、年度により書式は多少異なるが、受付番号、プロジェクト番号、担当教員の所属・職名・氏名、寄附者、寄附総額等が記録されている。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書のうち、個人の氏名については、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別される情報であることから、本号に該当するとして、非開示とした。

ウ 当審査会が本件申立文書を見分したところ、寄附者欄のうち実施機関が非開示

とした情報には個人の氏名が記載されていることが認められた。当該情報は奨学寄附金の寄附者である特定個人の氏名であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文に該当する。

なお、当該情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が、条例第7条第2項第2号に該当するとして本件申立文書を一部開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成19年8月7日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成19年8月17日 (第45回第三部会)	・諮問の報告
平成19年8月23日 (第112回第一部会)	・諮問の報告 ・審議
平成19年8月24日 (第110回第二部会)	・諮問の報告
平成19年8月27日	・異議申立人から意見書を受理
平成19年9月13日 (第113回第一部会)	・審議
平成19年9月27日 (第114回第一部会)	・審議
平成19年10月11日 (第115回第一部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成19年10月25日 (第116回第一部会)	・審議
平成19年11月8日 (第117回第一部会)	・審議